

富山型デイサービスについて(富山市)

1 富山市の概要

- (1) 人口 419,982人(男:203,568人 女:216,414人)
- (2) 世帯数 170,506世帯
- (3) 面積 1,241.85km²
- (4) 予算額 1,562億8,100円(平成26年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 40人(現議員数 40人)

2 施策の概要

(1) 事業の特徴

富山型デイサービスの特徴は、第一に「小規模」。街中の民家を改修して造った施設が多く、家庭的な雰囲気がある。

第二に「共生」。高齢者・身体障害者・知的障害者・心身障害児・乳幼児を同じ施設で同時に処遇する。(乳幼児は法定外のサービス)

第三に「地域密着」。身近な住宅地の中に立地しており、地域との交流が多い。

(2) 事業創設の経過

平成5年に富山赤十字病院を退職した3名の看護師が、県内初の民間デイサービス事業所「このゆびとーまれ」を開設し、乳児から高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず受け入れたことから始まり、後に富山型と言われるようになった。

当時、国の制度では、高齢者は老人福祉法、身体障害者は身体障害者福祉法、知的障害者は知的障害者福祉法、障害児は児童福祉法の各法により、施設の設備・人員の基準が定められていたことから、開設当初は、公的な制度を利用しない自主事業として始まった。

(3) 行政との連携

平成8年度から、障害者(児)へのサービスでは、富山市単独の「富山市在宅障害者(児)デイケア事業」(障害者(児)の一時預かり事業)がスタートし、事業の受託を開始。

平成9年度から、高齢者のデイケアサービスへの補助金の交付が実現。

平成12年度から、介護保険制度がスタートし、介護保険制度の通所介護事業所、高齢者のデイサービス事業所として指定され、経営が安定するようになった。
(平成9年度からの運営補助金は廃止)

平成15年度から、事業者と利用者の契約によりサービスの提供を受ける「支援費制度」が開始された。

(4) 富山型デイサービス推進特区の認定から現在まで

平成15年11月に、地域限定で規制を緩和し、経済の活性化を図る国の構造改革特区に、県と3市2町で共同申請していた「富山型デイサービス推進特区」が認定され、介護保険上の指定通所介護事業所等での知的障害者、障害児のデイサービスの利用が可能となった。

平成18年7月に、「富山型福祉サービス推進特区」が認定され、介護保険上の小規模通所介護事業所等での障害者(児)の通所サービス、宿泊サービスが可能となった。

平成18年10月には、障害者(児)の高齢者デイサービスの利用について、これまでの地域限定の構造改革特区の制度から、全国で実施できるようになった。

平成22年6月には通所サービス(生活介護)、平成23年6月には宿泊サービス、平成25年10月には児童発達支援、放課後等デイサービスが全国で実施されることになった。

なお、平成23年12月に、「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定を受け、富山型デイサービス事業所が複数集まり、中心的な事業所が就労継続支援B型の指定を受けることにより、障害者自立支援給付の対象となる。(地域共生型障害者就労支援事業)

現在、富山型デイサービス事業所を立ち上げるための施設整備に対して、市および県から助成をしている。(新築整備(基準額12,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3)、住宅整備(基準額6,000千円、補助率 県1/3、市1/3、事業者1/3))

平成26年7月1日現在、富山市の富山型デイサービス指定事業所は55か所。

(5) 富山型デイサービスの効果等

高齢者にとって

子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進の効果

障害者にとって

居場所ができることで、自分なりの役割を見出し、それが自立へとつながっていく効果

児童にとって

高齢者や障害者など他人への思いやりや優しさを身につける教育面の効果

地域にとって

地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果

課題

高齢者と身体障害者、知的障害者、心身障害児が同時にサービスを受けることになるため、障害特性により、不安定になる場合も想定される。また、障害特性に応じたきめ細やかな処遇が確保されるか不安がある、といった課題もある。

3 委員・会派の所感

富山型デイサービスの特徴は高齢者・障害者・児童という福祉施設の縦割りを排し、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に住み慣れた地域でケアを受けることが出来るサービスで、小規模・共生・地域密着に特徴がある。富山県では県の総合計画で、富山型デイサービスの推進を重要施策と位置づけている。視察した「なごなるの家」では高齢者から子どもまで、和やかに書道の練習をしており、施設長の「選ばれるデイサービスを」という言葉が印象的であった。今後の課題として、ショートステイや小規模多機能との兼ね合いが検討課題と思われる。

赤ちゃんからお年寄りまで、障がいがあってもなくても、様々な人たちが、身近な地域で小規模な建物を利用して、家族のように一緒の時間を過ごしながらか、ケアを受けられる素晴らしい制度だと思いました。また、行政の柔軟な補助金制度と立ち上げる際の中心者の熱意と努力に感銘を受けました。江戸川区でも、富山型デイサービスの更なる推進を望みます。

子供もお年寄りも障害があっても無くても誰もが楽しく過ごせる施設、それが富山型デイサービスである。全国でもこの取り組み実施は富山が初めてであり、お年寄りも元気になる、子供も可愛がられる、障害者の方も選択肢の一つとしてお年寄りや子供たちとも遊びながら触れ合え、とりわけ子供たちにとって、とて

もいい環境であると感じた。子供が障害を持つ人と触れ合うことによって、皆同じ、平等だということを学べる環境にあるからだ。

また、ある施設の方はこう言っていた。「福祉の現場に入って初めて意識したことだが、障害者の「障害」の障は差し障り、害は害虫の害。障害者に害がある人も、差し障りのある人もいない。」何か他に当てはまる言葉は無いかと模索していたが見つからない。答えはその括りがいないということ。富山型デイケアの中身と同時にその他の多くのことを学び得ることが出来た。

「富山型」は、約20年前からはじめられ、高齢者は介護保険適用、障害者は「基準該当」で生活介護、学童や乳幼児の一時預かりは自主事業で行われています。見学した「なごなる」は、木造で家庭の雰囲気的大事にしており、サービスの他に、4名のショートステイの受け入れ(介護士が一人夜勤)、障害者(児)の生活介護、放課後デイなどの事業をしている小規模多機能の施設です。一時預かりもできるだけ受け入れているとのこと。自主事業は制度の事業を行っているからやれることだと話されていました。施設長の「富山型」への熱い思いとその行動力はすばらしいです。施設数は、市内で55か所、県内は94か所にのぼります。運営はNPO法人が最も多く、創始者の思いが広がっているように感じました。施設長が、介護保険の要支援1・2の適用除外は厳しいことになるといわれましたが、今後、より一層の自治体の支援が必要です。この視察で、障害者(児)を受け入れる「基準該当」というのを初めて聞きました。区内でも「基準該当」で数名の障害者を受け入れている所が一つあり、これからも対応していくことが必要です。

報告書の作成にあたっては、富山市提供の資料を参考にしました。

障害者福祉プラザについて(富山市)

1 施策の概要

(1) 事業概要

この施設は在宅障害者の方々が、家族とともに住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、福祉事業を総合的に展開し、在宅生活を支援する機能を生かして、福祉の向上に努めている。

富山市障害者福祉プラザの施設内容は、障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター、通所作業センター、生活介護事業所等から構成されている。

(2) 障害者福祉センター

在宅生活を支えるための機能訓練(リハビリ)・日常生活訓練や温水訓練施設(プール)を使用した水中ウォーキングなどのスポーツ活動事業および料理教室やお茶教室・お花教室・パソコン教室などの教養講座等を総合的に行っている。

教室などを開催していない時間帯には、多目的ホールや温水訓練施設(プール)、グラウンド及び各部屋を障害者の方々に開放している。また、医療・福祉・生活などの様々な暮らしの相談に応じている。

・基幹相談支援室

障害の種別を問わず、障害者とその家族、介護者関係機関等に対して中立的な相談を行うため市内の相談支援事業者と連携し、総合的に福祉の向上を図っている。

市内の相談支援事業者をはじめ、障害福祉サービス事業者と情報を共有しながら連携し、障害福祉サービス分野におけるネットワークの構築に努めている。

障害者等の権利擁護を図るため、各行政機関や福祉事業所等と連携し、虐待への迅速な対応や成年後見人制度、地域福祉権利擁護事業などの利用等に向けた障害者等への支援を行っている。また、虐待防止については、富山市障害福祉課をサポートしている。

・JR富山駅と障害者福祉センター間に送迎バス(市役所前・中教院前・南富山駅前・国道41号市民病院前経由)を運行している。

・施設の概要

- 1階 温水訓練施設(プール 15m×6m)、多目的ホール(395平方メートル)、相談室、図書コーナー、展示コーナーなど。
 - 2階 介護実習室、機能回復訓練室、日常生活訓練室、作業室、料理実習室、軽運動室など。
- (3) 身体障害者デイサービスセンター(地域活動支援センター 型)
- 富山市在住の18歳以上65歳未満で介護が必要な在宅障害者の方々を対象に送迎、入浴、食事、介護、創作的活動、機能訓練、生活指導等各種サービスを行う。
- (4) 通所作業センター(就労継続支援B型、地域活動支援センター 型)
- 就労が困難な障害者の方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。また、軽作業や社会的交流などの日中活動の場を提供している。
- (5) 生活介護事業所 「第1あすなろ」「第2あすなろ」
- 18歳以上の知的障害者の方を対象に、日中活動の支援を行っている。

2 委員・会派の所感

障害者福祉プラザは、障害者総合支援法で規定された基幹相談支援センターとして、それぞれ個別の法律で対応していた支援を、障害の種別を問わずトータルかつワンストップで対応する施設として開設された。あわせて、市内の事業所等の調整・研修・支援など中核的なコーディネート役も果たしており、全国的にも先駆的な取り組みとして注目される。開設及び運営時、最も肝心となった点は、人材の確保と育成であったという。主たる事業は相談および研修であり、スタッフの経験・知識こそが一番のポイントになるからである。また、富山型デイサービスとの連携も進んでおり、富山型の事業所からの相談や研修にも積極的に取り組んでいる。本区においても障害種別による支援から、今後はより包括的な支援のあり方を求めてゆく必要性があると感じている。富山市の例がそうであるように、この問題のポイントはハード面の整備ではなく、豊かな経験と知識を蓄積した人材をいかに育成してゆくことができるかにかかっている。今後の障害者福祉の充実に向けて大いに参考になった。

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい種別の種別を問わず、全ての障害のある人及び家族、介護者、関係機関に対して中立的な相談支援を提供する拠点でありました。スタッフの皆様方の研究心と熱意に感銘を受けました。施設も立派でしたが、それぞれのソフト面が大事である

と思いましたが、本区でも、福祉人材の育成と総合的に相談できる体制づくりの重要性を学びました。

富山市の基幹相談支援センターは障害者の方々に対する総合的な福祉サービスである。中で展開している具体的な事業については、最先端とも言える障害者福祉総合支援法で新たに盛り込まれた基幹相談支援センターについての活動である。画期的であるのは基幹相談支援センターで、いわば総合病院的な障害者の相談事業であり、法律でも盛り込まれている3つの身体、知的、精神にそれぞれの分野に区切ることのないトータルワンストップの相談支援センターである。

各相談事業を支援する指導するあるいはサポート、またはコーディネートする機能を持ち、単にワンストップで応じる例ということではなく、それぞれの各法人が応じている地元の相談機能では対処しきれない、より高度で困難な事例のようなものも担っているものもある。

本事業を行うのにはハード面では全く問題ない。どこかの空きスペースに机と電話と椅子と衝立があれば出来る。難しいのは人材を確保すること。普通の専門員、相談員ではなく、専門員の講師が務まるくらいの人材が必要なのだ。多くのことが本区の福祉計画の参考となる事業であった。

障害者福祉プラザは、敷地14,295㎡という広さで、障害者福祉センター、身体障害者サービスセンター、障害者通所作業センター・生活介護事業所など6つの団体が入っています。広さとその総合的な施設に圧倒されました。本区でこの広さを確保することは難しいものの、障害者福祉センターは必要だと改めて認識しました。プラザの運営は、富山市社会福祉事業団(指定管理者)。施設長は、福祉プラザの目玉は「基幹相談支援室」の設置にあると熱く語られました。

「基幹相談支援室」は、4名の専門家集団(知的障害、身体障害、精神障害を各一人)を配置し、各相談事業所で処理できない事例を取扱い、調整、コーディネートする部署であり、「各自治体にこれを作ってほしい、机と専門家がいればスタートでき、相談支援の拠点として、総合的に福祉の向上を図ることができる」と強調されました。相談支援の充実が求められている今、拠点の役割は大きいです。

報告書の作成にあたっては、富山市提供の資料を参考にしました。

保育利用支援事業について(金沢市)

1 金沢市の概要

- (1) 人口 464,373人(男:225,493人 女:238,880人)
- (2) 世帯数 198,420世帯
- (3) 面積 468.22km²
- (4) 予算額 1,615億4,000万円(平成26年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 40人(現議員数 37人)

2 施策の概要

(1) 事業創設の背景

金沢市では、少子化対策推進行動計画として「かなざわ子育て夢プラン」を策定しこれに沿って様々な子育て支援策を展開している。来年度から子ども子育て支援新制度も開始される時であり、また、子育てに関する相談が激増する状況を踏まえ、平成26年度、事業を開始するに至った。「かなざわ子育て夢プラン」の施策体系の中では、五つの基本方針の一つ「仕事と生活が調和できる環境をつくる」ための基本施策「多様で弾力的な保育サービス等の充実」に位置付けられている。

本事業は、横浜市の「保育コンシェルジュ」が一部ベースとなっている。

(2) 事業の概要

今年4月から「保育利用支援専門員」(非常勤職員)1名が市役所本庁に配置されており、(保育士資格を持ち子育て経験もあり、前職はファミリーサポート事業の調整も行っていた経験豊富な職員である。)電話相談(専用電話)、来庁相談に応じている。市内112か所の保育所(市立13、県立1、私立98)、36か所の幼稚園(私立36)の情報を一元管理し、保護者の様々な要望や相談に一つの窓口で対応している。

(3) 実績等

事業開始の4月は40件ほどであったが、6月には70件を超え、7月は100件を超えており、4か月間で、合計270件の相談を受けている。

相談内容は、育児休業終了に伴い保育所に預けたいが、どのようなところがあるか、というものが最も多い。他にも、市内のどこにどんな保育所、幼稚園があるのか、自宅から近いか、通勤途中にあるか、転入前の子育て・保育支援の相談など多種多様なニーズに応じて、場所の紹介や手続き方法のアドバイスを迅速かつ丁寧に行っている。相談の中にはDVなど、必要に応じて児童相談所(金沢市に設置)と連携することもある。相談件数が増える中、市内全域を対応するのに本庁に一人で良いのか、課題である。

3 委員・会派の所感

もとより、DVに関わる相談や児童相談所との連携など、保育を中心としたあらゆる相談に対応している。

主たる相談内容は保育サービスに関する問い合わせであるが、担当の職員が各々5つ程の園を担当することにより、市内各園の状況を細かく把握、個々の家庭状況に応じた適切なサポートを実施している。

金沢における福祉の根底には「善隣思想」があるという。地域の人々が心を通わせ助け合い、善き隣人として支え合うという地域福祉の思想である。

保育利用支援事業もあくまでも、地域を主体とする福祉に支援員が間に入って調整するという考え方である。行政主導ではなく、地域が主体となって福祉を實踐してゆく考え方が地域に根付いていることに感心せざるを得ない。住民自治のあり方とそれを支援する行政のあり方を考える上でも、非常に参考になった。

金沢市は人口463,748人と、北陸地方の中心都市として、また、加賀百万石の歴史と文化の漂う落ち着いた都市でありましたが、金沢市でも深刻な少子化のもと「かなざわ子育て夢プラン」を策定し、子供の幸せと健やかな成長を図るための施策に取り組みされてきました。特に保育園については、新しく開発された地域の保育園の新設については、地域の支援と協力で開園された話は参考になりました。

子育て支援、行政の施策を考えたときに、要保護家庭のところも取りこぼすこと無く行い、金沢市の基本施策体系ということで5つの方針があり、その方針それぞれの形で子育てに関して様々な事業展開のベースになっている。

盛り込む経緯としては保育、または子育ての相談が激増しているのが背景であり、中でも仕事と生活が調和できる環境づくりの中に、基本体系の位置付けが

様々な関わりを持っている。

少子化対策施策の環境や街づくりに活かせる事業として、今後も金沢市の取り組み、行動計画について来年度以降の計画の状況、事業の状態については注視していく。

保育利用支援事業は、「多様で弾力的な保育サービス等の充実」として位置づけられ、子ども福祉課に今年度4月から1名配置(非常勤・予算232万9000円)されました。主に保育所申し込みの対応をしており、4か月で270件の相談がありました。内容は、「育児休業が終わるがどこに保育所があるか」、「園庭のある保育園は」、「引っ越してきたがどんな制度があるか」など多様です。支援員一人ではなく、職員と連携をとりながら相談に対応しているとのことでした。また、待機児はゼロとのこと。待機児ゼロはぜひ江戸川区でも認可保育園増設で実現させたいことです。また、保育サービスの向上のために支援員を置くなから、非常勤ではなく正規職員にするべきと考えます。また、子育てについて、金沢は「善隣思想」があり、地域で子育てをささえていくことが実践されており、国の子ども子育て新制度にはつながらないと担当者が話されました。確かに国の動向とは違います。自治体の独自性を大事にしていくということでは共感できました。

報告書の作成にあたっては、金沢市提供の資料を参考にしました。

多職種連携研修ガイドラインについて(金沢市)

1 施策の概要

(1) 事業概要

熟年者が地域で安心して生活していくためには、各サービスについて、それぞれに関わる多職種の専門職が連携することが重要である。介護サービス事業者は、介護従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならないとの条例の定めがあり、金沢市では昨年4月からこの研修に多職種連携に関する研修を含め、介護従事者等に、その研修に参加することを求めている。その研修を行う際の参考として示されたのがこのガイドラインである。

(2) 多職種連携の目的と背景

2025年、75歳以上人口割合は65歳から74歳の人口割合を超えると予測される。また、介護が必要となった場合70%の方が自宅における介護を希望していることに対応するためには、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる住まいを確保した上で、医療・介護・予防・生活支援が、利用者のニーズに応じて適切に提供される体制、いわゆる地域包括ケアシステムを作っていくことが必要である。

これからの介護は、地域にある社会資源を活用し、地域の特性にあった仕組みを、本人(高齢者)、介護者(家族等)、地域包括支援センター、介護事業者、医療機関、民間企業、NPO、市町村、各種団体、住民などが構成して作られていくことになる。

現在の介護保険サービスは、在宅で利用する訪問サービス・通所サービス・短期入所サービス、施設に入所して利用する施設サービス、住み慣れた地域で受ける地域密着型サービスに分けられる。これらのサービスに様々な立場の事業所があり、介護福祉士・ケアマネージャー・ホームヘルパーなど多くの専門職が関わっている。また、医療サービスの専門職として、医師・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士や、地域では民生委員ほか福祉関係者など多くの職種が高齢者の生活を支えている。地域包括ケアを進めていくためには、こうした多職種の連携が不可欠である。

(3) 多職種連携推進に必要なこと、課題等

多職種連携を進めるには、異なる専門性を理解し、相互に尊重することが重要である。異なる職種や施設に属するサービス提供者がチームとなって利用者をサポートしていく連携体制の構築が必要である。そのためにはケアマネージャーや介護事業所の管理者だけでなく、現場で働く介護従事者も日常的に他の職種や事業所との連携を意識しながらサービスを提供していくことが求められる。

介護従事者において多職種連携につなげるプロセスを、金沢市は以下の4つのステップにまとめている。

ステップ1 自分の専門性や役割を理解する。

- ・専門職として自分が行うべきケアの内容を理解する。
- ・自分が果たすべき役割を理解し、実行する。
- ・自分の事業所のサービス内容を把握する。
- ・自分の事業所を運営している法人や、関連の法人が、他にも介護サービス事業所を運営していれば、それはどのようなサービスなのかを把握する。
- ・自分の事業所にはどのような専門職がいるのかを把握する。

ステップ2 お互いを知り、顔の見える関係を作る。

- ・関係機関や地域に、自分が所属する事業所の情報を提供する。
- ・自分が所属する職能団体の会合や研修会で、参加者に自分の事業所の業務内容の情報を提供する。
- ・専門職の特性や、事業所内の役職の特性について把握する。
- ・介護保険サービスにはどのようなものがあるか把握する。
- ・他の職種や専門職との会合や研修に参加する。
- ・研修の内容を事業所でも共有する。
- ・地域にはどのような介護サービス事業所があり、どのような専門職がいるのかを知る。
- ・事業所が所在する地域のキーパーソン（民生委員など）について把握する。
- ・民生委員などの地域のキーパーソンや近隣住民と顔なじみになる。
- ・介護保険サービス以外の地域関係機関にはどのようなものがあるか把握する。

ステップ3 利用者本人を理解し、事業所内で情報を共有する。

- ・サービス提供を行いながら、利用者の意向や生活状況等を把握する。
- ・利用者はどのような医療サービスを受けているか把握する。
- ・利用者が使っている介護保険サービスについて把握する。
- ・利用者の家族の意向や家族による介護の状況はどのようなものか把握する。
- ・利用者に関わっている人など（理美容店・趣味の仲間・友人・町会・民生委員など）について把握する。
- ・利用者の状況を事業所に報告する。
- ・利用者からの相談事や困りごとは事業所に報告し、共有する。
- ・事業所として支援するためのサービスの提供について、考え方を整理する。

ステップ4 多職種で連携し、地域ぐるみで支える。

- ・病院からの隊員や施設からの退所等の環境の変化に対応して、在宅での生活を支えるために、複数の職種による支援チームを構成する。

- ・専門職の支援チームに、必要に応じて利用者の知人や民生委員、町会等の住民組織の参加を求める。
- ・支援チーム内で必要な情報を共有する。
- ・複数機関の専門職が集めた利用者情報を文書にしチームとして適正管理する。
- ・切れ目なくサービスが提供されるように、退院・退所前から、医療職、介護職が連絡を取り合い、利用者についての情報を共有する。
- ・共有された情報に基づいて支援の方針を立案する。
- ・専門職間での役割分担をあらかじめ決め、共有する。
- ・本人の意思や、サービス利用中の状況及び家族の意向を踏まえ、専門職の見地から利用者に必要なサービスをケアマネージャーに提案する。
- ・医療的ケアや介護保険サービスのみならず、地域で活用できる資源をできるだけ活用し、それぞれの利用者に合ったケアの形を作り上げる。

2 委員・会派の所感

高齢化の進展にあたり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしてゆくためには、医療と介護を中心とした福祉の綿密な連携が欠かせない。その連携を密にすることを目途に策定されたのが、多職種連携研修ガイドラインである。金沢市では、独自基準として、事業所に対し、介護従事者が多職種連携に関する種々の研修を受ける機会を確保することを条例で義務付けている。また、多職種連携を深める要点を、各々の介護従事者が多職種による高齢者支援チームの一員であるとの自覚のもと、ケアの全体像を把握しながら各自の役割に基いた介護を提供し、情報を円滑に共有しながら、それぞれの気づきをより質の高いケアに向けた提案へと結び付けてゆくことと位置づけている。また、主たる今後の重要課題として、医療と介護の連携をあげている。介護従事者からすると、介護従事者同士の連携に比べ、医療の世界とは連携を図りにくいという実感がある。その橋渡し役を行政がどこまで果たせるかが今後のポイントであるという。このことは金沢市に限らず、全国的に当てはまる課題である。住まい・医療・介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現には、多職種連携とりわけ医療と介護の連携が欠かせない。本区においても、地域特性を十分に活かしながら、共有された介護の将来像を描き、綿密かつ円滑な連携のもと、システムを構築してゆかなければならない。

高齢化社会が進むと日常生活の中で、医療や介護を必要とする方の数は確実に増えていきます。医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ自宅等の住

み慣れた所で生活し続けたい方は多く、その生活を地域で支える仕組み作りが大切であります。今回視察させていただいた金沢市のガイドラインは、多職種連携の必要性と研修の重要性がよくわかり、事業所や携わる一人一人が、日常的に意識し、理解することがいかに大事であるかということ学びました。江戸川区でも、地域包括ケアシステムの取り組みに向けて、参考になりました。

本ガイドライン作成は先進的取組みであり、全国的にみても先駆けとなっている。

今回の視察を経て、多職種連携が連携することによってどんな効果が生まれるか、どのような行動が多職種連携につながるのかという具体的なイメージが具体的につかむことが出来た。事業者に所属するヘルパー、ケアマネージャー、管理者そういった方々が一人一人取り組めるもの、また事業所全体で使えるようになるという考え方で全ての方が活用出来る内容となっていた。

多職種連携というのは中々数字では現れにくいものであるが、地域包括ケアをやる中では欠かせないことである。本区でも2025年を見据えて様々な包括的な支援、サービス提供を構築していかなければならない。

高齢化社会に向けてどう社会的な基盤を整備するか大きな課題です。介護保険は、今年の通常国会で要支援1・2の適用除外が決まりました。これから、自治体はその受け皿となるため、区の独自性が求められます。今の介護保険サービスを低下させないこと、そして、できるだけすみなれた所で生活できるサポートをコーディネートできるしくみを作ることが求められています。市の担当者がガイドラインを作成した時に心がけたのは、ヘルパー2級程度の方でもわかる内容、研修を受けたくても行かれない人を配慮したとのことでした。研修では、テキストに基づいて多職種連携の大切さを学び、事例を基に支援のポイントを話し合っています。金沢市の要支援も含めた介護認定者は2万1525人。江戸川区より845人多い人数です。金沢市は約46万人ですから、江戸川区の介護認定者の少なさがわかります。しかし、江戸川区でも高齢者を支える専門職を育て、多職種連携の事例を広げることに力をそそぐことが大切になっています。

報告書の作成にあたっては、金沢市提供の資料を参考にしました。